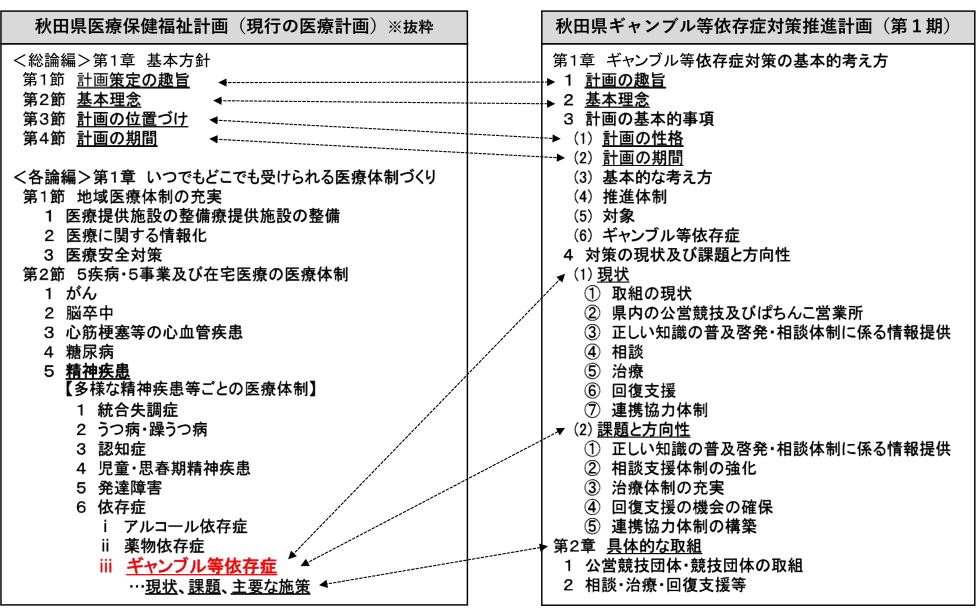
課題① 秋田県における各計画の記載事項の重複

●下図のとおり、両計画は**記載事項が重複**している。



→ 個別計画を策定する意義や必要性が乏しい。

課題② 計画の見直しスパン

- ●都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の「少なくとも3年ごと」の見直しは "努力義務" ではあるものの、対外的な説明責任の観点から、3年ごとの見直しを行わざるを得ない都道府県が多い。
 - ※<u>同計画を策定している28道府県のうち、見直しの期間を3年としている21道府県が</u> 該当
- ●ギャンブル等依存症対策は、その特性上、「少なくとも3年ごと」の見直しを要する ほど対策内容が変化するものではなく、記載内容の重複する医療計画とも計画期 間の相違が発生している。
- ●秋田県ギャンブル等依存症対策推進計画(第1期)の見直しに当たり、**関係団体等に** 調査を実施したところ、同計画(第1期)策定時と同様の現状が数多く見られ、実態 が大きく変化しているとは言えない。

医療計画

6年ごとの見直し

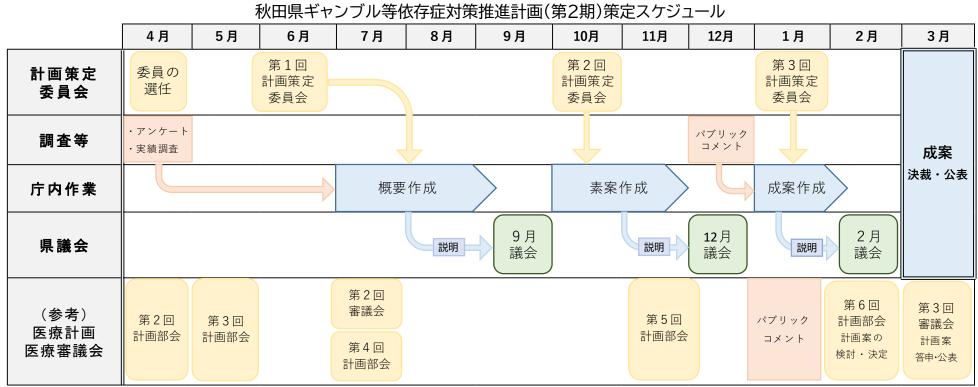
都道府県ギャンブル等依存症 対策推進計画

<u>少なくとも3年ごと</u>の見直し

→ 個別計画について、短期間での見直しを求める必要性がない。

課題③ 見直しによる事務負担

●計画の見直しに当たり、関係機関への状況調査や県議会での審議、パブリックコメントの実施等が必要であり、**大きな事務負担**となっている。



※医療計画に係る第1回医療審議会、第1回計画部会は、令和4年度に開催済み。

→ 「少なくとも3年ごと」とする現行の計画期間は、 計画の推進及び見直しの観点からすると大変窮屈なスケジュール であり、本来注力すべき計画推進に支障をきたしている状況。